

平成28年度
長岡市見本市等出展支援事業補助金

公募要領

長岡市 商工部 工業振興課

1 制度の概要

長岡市は、製造業及び情報サービス業を営む中小企業等の新たな販路の開拓を支援するため、県外で行われる見本市への出展や自らが県外で開催する見本市（以下、「見本市等」という）に対して、事業費の補助を行います。

補助対象者及び対象経費、補助率は下記のとおりです。

補助対象者	市内に事業所を有し、製造業及び情報サービス業に該当する中小企業者等 <注意> ・同年度内にすでに本事業補助金の交付決定を受けている場合は、補助対象者となりません。			
補助率等	区分	補助率	上限額	対象経費
	国外で開催される見本市等へ出展する場合	2/3 以内	80 万円以内	・出展小間料 ・輸送費 ・翻訳、通訳及び委託料
	補助対象者が、設立後 10 年以内の中小企業者等である場合	1/2 以内 小規模企業者の場合は、2/3 以内	30 万円以内	・出展小間料 ・会場借上料 ・輸送費
	過去にこの補助金を活用して出展したことのない見本市等へ出展する場合			
その他	20 万円以内			
補助対象経費	<p>(1) 出展小間料 見本市に出展する際の、小間の使用に係る経費 小間料に装飾費が含まれている場合、装飾費分を差し引いた小間料のみ補助対象経費とします。</p> <p>(2) 会場借上料 見本市を開催する際の、会場の借上げに係る経費</p> <p>(3) 展示物品の輸送に係る経費 出展する製品やパンフレット等を運送業者等から輸送してもらう際に係る経費 自社で輸送する場合、輸送に係る車両の借上げ料に限り補助対象とします。 (輸送時の高速代やガソリン代、駐車場代は補助対象外)</p> <p>(4) 翻訳、通訳及び委託に係る経費 パンフレット等の翻訳、見本市等の会場での通訳やコーディネーターへの展示会出展に係る各種手続きの委託に係る経費 国外で開催される見本市等へ出展する場合に限る。</p> <p><注意> ・補助金交付決定前に支払った経費は対象とすることはできません。ただし、4月1日以前に支払う必要のある出展小間料及び会場借上料については例外とします。 ・対象経費には消費税及び地方消費税は含みません。</p>			

補助対象となる中小企業者等及び小規模企業者とは

中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に規定する中小企業者(個人事業主を含む)のほか、その中小企業者 2 社以上からなる任意グループ又は中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条に規定する中小企業等協同組合をいいます。

また、その中で小規模企業者とは中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する従業員数 20 人以下の事業者をいいます。ただし、資本金等又は役員構成において大企業と一定基準の関係にある中小企業は大企業とみなし、中小企業者に含みません。詳しくはお問い合わせください。

補助対象となる見本市等とは

補助対象となる「見本市等」とは、県外で行われるもので、中小企業等が自社で開発又は製造を行っている製品や製品見本、カタログ等を展示して行う見本市や商談会となります。

展示即売会や、品評会を趣旨とした催事、支払う出展小間料や会場借上料がインセンティブ(出来高払)契約となっている展示会は、この事業の補助対象としません。

また、下記に該当する場合は補助対象としません。

- (1) 補助金の交付決定前に見本市等が開催されるもの
- (2) 平成 2 8 年度中にその見本市等が開催・終了しないもの
- (3) 国や他の地方自治体、その他の団体から、出展や開催に係る補助を受けているもの
- (4) 過去 3 回以上、この補助金を活用して同一の見本市等へ出展したもの
- (5) 過去 3 回以上、この補助金を活用して見本市等を開催したもの

2 募集期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで随時募集

(予算額に達した時点で終了となります。)

3 応募の方法

補助金交付申請書(第 1 号様式)と見本市等の内容等がわかる資料(主催者が発行する開催パンフレット等)を直接持参又は郵送により提出してください。中小企業者 2 社以上からなる任意グループで申請する場合は、代表企業が申請者となります。

提出先

長岡市商工部工業振興課 〒 9 4 0 - 0 0 6 2 長岡市大手通 2 - 6 フェニックス大手イースト 長岡市役所大手通庁舎
--

補助金交付申請書等のダウンロード

補助金交付申請書等の様式は、長岡市ホームページからダウンロードできます。

また、電子メール等でお送りすることもできますので、御希望の場合はお申し出ください。

4 補助金交付申請書提出後の流れ

(1) 審査及び決定

提出された申請書について出展内容などを審査し、交付、不交付を決定します。

(2) 結果の通知

審査の結果は、書面でお知らせします。

(3) 実績報告書の提出

交付決定を受けた見本市等への出展が完了したら、速やかに補助金実績報告書（第2号様式）に下記を添付して提出してください。

補助対象経費に対する請求書及び領収書等の写し

補助対象事業実施が確認できる写真等

その他、必要と認める書類

領収書等とは、「領収書」の他に「金融機関支払書」等、支払い及び支払日が確認できるもの。

(4) 補助金の支払い等

提出された補助金実績報告書及び添付書類等を確認し、補助金確定通知書を送付します。その後、所定の請求書をもって補助金を支払います。

5 その他留意点

本補助金の申請にあたっては、本募集要領のほか、「長岡市補助金等交付規則」及び「長岡市見本市等出展支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。

上記の「規則・要綱」は長岡市ホームページの「条例・規則」欄をご覧ください。

< 長岡市ホームページ >

<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/>

様式等のダウンロードページへの進み方

・トップページ > 産業・ビジネス > 工業関係 > 各種補助金
> 【ものづくり中小企業向け】補助金事業計画を募集します

条例・規則のページへの進み方

・トップページ > 市政 > 市政情報「条例・規則」

< 問い合わせ先・申請書の提出先 >

長岡市 商工部 工業振興課

〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト
長岡市役所大手通庁舎

T E L : 0 2 5 8 - 3 9 - 2 2 2 2 / F A X : 0 2 5 8 - 3 6 - 7 3 8 5

E-mail : shoko@city.nagaoka.lg.jp